

厚岸町まちづくり基本構想策定支援業務 仕様書

1 業務名 厚岸町まちづくり基本構想策定支援業務

2 業務の目的

本町は、基幹産業である漁業と酪農業を中心に太平洋の恩恵を最大限に受け、今日まで発展を遂げてきたものの、その反面、多くの地区が日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波の浸水予測地域となっており、津波の危険と常に隣り合わせの状況にあることから、地震・津波をはじめとする自然災害に備えるため、さらなる安全・安心なまちづくりを進める必要がある。

そのような中、現在、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波の浸水予測地域に位置する高齢者福祉施設については、介護を必要とする高齢者が生活する場であり、介護職員が常駐しているものの、現在の場所と施設機能では、災害時に避難が遅れ、命の危険にさらされることが懸念されている。また、当該地域は、その全域が津波浸水予測地域でもあり、地域住民の安全確保のためにも、防災拠点となる施設の整備が急務となっているほか、今後の福祉施設のあり方として、地域に開かれ相互に活用できる役割を担う必要がある。

このことから、当該施設に入所している高齢者や働く介護職員の安全・安心を確保でき、地域の避難施設及び福祉避難所などの防災拠点施設としての機能に加え、地域交流の場としての施設整備に向けた、まちづくり基本構想を策定するものである。

なお、本業務委託は、本町の「第6期厚岸町総合計画」、「厚岸町都市計画マスタープラン」、「厚岸町地域防災計画」、「第4期厚岸町地域福祉計画」等の各種計画を踏まえながら、防衛省の補助事業である「まちづくり構想策定支援事業」の趣旨に沿って実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月19日

4 履行場所

厚岸町内で厚岸町が指定する場所

5 業務内容

本業務は、次に掲げる項目を業務の範囲とし、必要な項目について企画提案を行うこと。

(1) 厚岸町まちづくり基本構想報告書作成

ア 前提条件の整理

矢臼別演習場に隣接する本町の現況や、人口、地域特性、産業形態など関連する各種計画を踏まえて、前提条件を整理する。

イ 課題の抽出

本町における地域福祉の向上及び地域防災力の強化に関する課題を

整理する。

課題整理にあたっては、町民意見交換会（ワークショップ等）、町民アンケート等を用いて、町民の意見を取り入れることとする。

ウ 基本理念と整備目標の検討

地域福祉の向上及び地域防災力の強化を実現するため、基本理念と目指すべき目標等を設定する。

エ 整備方針案の設定

目標実現に向けて、必要な機能及び規模を整理し、公共施設の整備方針案を設定する。

オ 報告書の作成

上記アからエを踏まえ、厚岸町まちづくり基本構想報告書を作成する。

(2) 町民意見交換会（ワークショップ等）の実施支援と報告書の作成

町民の意見を踏まえたまちづくり構想を策定するために、下記のとおり町民意見交換会（ワークショップ等）の開催の運営支援を行う。

ア 開催回数 4回程度

イ 支援内容及び役割分担

厚岸町	受託者
・主催（開催手続き） ・会場手配	・企画、立案、参加者募集 ・運営マニュアル及び資料作成 ・運営（ファシリテーター含む） ・意見の整理と分析及び開催記録の作成 ・結果報告書の作成

(3) 町民アンケート調査の実施支援と報告書の作成

町民の意見を取り入れた構想を策定するために、下記のとおり町民を対象にしたアンケートを実施する。

ア 実施回数 1回

イ 対象者 18歳以上の町民1,000名（無作為抽出）を想定

ウ 支援内容及び役割分担

厚岸町	受託者
・調査方針の決定 ・調査票の検討及び確定 ・対象者の抽出、宛名作成 ・配布、回収	・調査票原案の作成及び補修正 ・調査票印刷（WEBと併用） ・配布用封筒印刷 ・回収用封筒印刷 ・封入 ・結果集計、整理、分析 ・結果報告書の作成

(4) 庁内検討会議の運営支援

庁内で実施する会議において、まちづくり構想に係る提案内容を支援する。

ア 開催回数 3 回程度

イ 支援の内容 企画・立案及び会議資料の作成、会議への出席・説明等

(5) その他

基本構想の策定に関わり、関係機関への協議に必要となる資料等の作成

6 成果品

本業務委託の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。

- (1) 厚岸町まちづくり基本構想報告書（A 4 版、カラー刷） 50部
- (2) 厚岸町まちづくり基本構想報告書 概要版（A 4 版、カラー刷） 100部
- (3) 厚岸町まちづくり基本構想 アンケート調査及びワークショップ報告書 50部
- (4) 上記(1)から(3)に関するMicrosoft Word、Excel、PDF の電子データ 一式

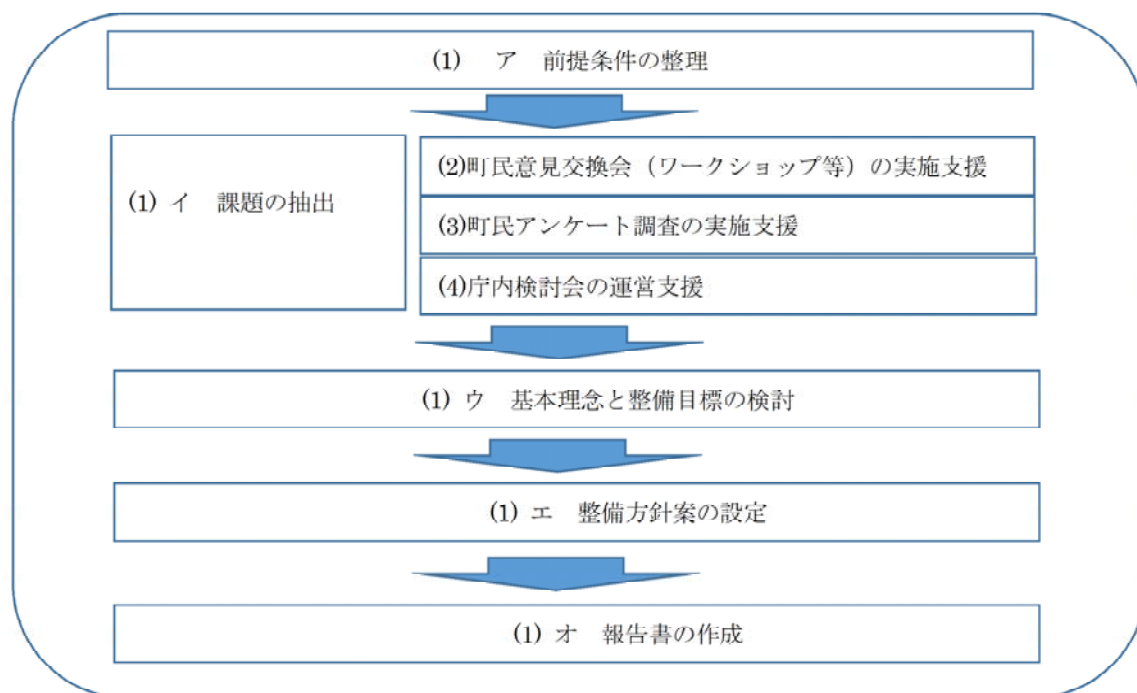
7 契約について

契約方法及び契約時期等は、以下のとおりとする。

- (1) 契約方法 随意契約
- (2) 契約締結時期 令和6年7月
- (3) 支払い方法 業務の完了をもって、一括払いとする。

8 業務スケジュール

(1) 業務フロー



(2) 業務スケジュール

- ア 契約締結後～2週間 業務実施計画の作成・承認
- イ 契約締結後2週間～ 業務開始
- ウ 令和7年3月上旬 成果品納入

9 成果品の2次利用

成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は本町に帰属させるものとする。本町の承諾を受けないでほかに公表、貸与、または使用してはならない。

10 業務委託に際しての留意事項

- (1) 本仕様書に明示されていない事項又は疑義が生じた場合には、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 業務遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料について、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (4) その他業務執行にあたっては、厚岸町担当課と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。